

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第一編 総則	第一編 総則
第二編 居住者の納税義務	第二編 居住者の納税義務
第一章 課税標準及びその計算並びに所得控除	第一章 課税標準及びその計算並びに所得控除
第一節 各種所得の金額の計算	第一節 各種所得の金額の計算
第一款 所得の種類及び各種所得の金額	第一款 所得の種類及び各種所得の金額
第二款 所得金額の計算の通則	第二款 所得金額の計算の通則
第三款 収入金額の計算	第三款 収入金額の計算
第四款 必要経費等の計算	第四款 必要経費等の計算
法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係	法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係
〔家事関連費(第1号関係)〕	〔家事関連費(第1号関係)〕
〔附帯税(第2号関係)〕	〔附帯税(第2号関係)〕
〔罰金等(第7号関係)〕	〔罰金等(第6号関係)〕
〔損害賠償金等(第8号関係)〕	〔損害賠償金等(第7号関係)〕
〔課徴金等(第10号関係)〕	〔課徴金等(第9号関係)〕
法第46条((所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入))関係	法第46条((所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入))関係
法第47条((棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係	法第47条((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係
法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係	法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係
<u>法第48条の2((仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係</u>	(新 設)
法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係	法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係
法第50条((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係	法第50条((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係
法第51条((資産損失の必要経費算入))関係	法第51条((資産損失の必要経費算入))関係
法第52条((貸倒引当金))関係	法第52条((貸倒引当金))関係
法第54条((退職給与引当金))関係	法第54条((退職給与引当金))関係
法第56条((事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例))関係	法第56条((事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例))関係
法第57条((事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等))関係	法第57条((事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等))関係
第四款の二 外貨建取引の換算	第四款の二 外貨建取引の換算
第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例	第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例
第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例	第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例

第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例	
第二節 損失の繰越控除	
第三節 所得控除	
第二章 税額の計算	
第三章 申告、納付及び還付	
第四章 期限後申告及び修正申告等の特例	
第五章 更正の請求の特例	
第三編 非居住者及び法人の納税義務	
第四編 源泉徴収	
第一章 通則	
第二章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収	
第三章 給与所得に係る源泉徴収	
第一節 通則	
第二節 源泉徴収義務及び徴収税額	
第三節 年末調整	
第四節 給与所得者の源泉徴収に関する申告	
法第194条から第198条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告）共通関係	
法第194条（給与所得者の扶養控除等申告書）及び第195条（従たる給与についての扶養控除等申告書）関係	
法第195条の2（給与所得者の配偶者控除等申告書）関係	
法第195条の3（給与所得者の基礎控除申告書）関係	
法第196条（給与所得者の保険料控除申告書）関係	
第四章 退職所得に係る源泉徴収	
第五章 公的年金等に係る源泉徴収	
法第203条の3（徴収税額）関係	
法第203条の6（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）関係	
法第203条の7（源泉徴収を要しない公的年金等）関係	
第六章 報酬、料金等に係る源泉徴収	
第七章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収	
第八章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例	
第九章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収	

法第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）関係

第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例	
第二節 損失の繰越控除	
第三節 所得控除	
第二章 税額の計算	
第三章 申告、納付及び還付	
第四章 期限後申告及び修正申告等の特例	
第五章 更正の請求の特例	
第三編 非居住者及び法人の納税義務	
第四編 源泉徴収	
第一章 通則	
第二章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収	
第三章 給与所得に係る源泉徴収	
第一節 通則	
第二節 源泉徴収義務及び徴収税額	
第三節 年末調整	
第四節 給与所得者の源泉徴収に関する申告	
法第194条から第198条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告）共通関係	
法第194条（給与所得者の扶養控除等申告書）及び第195条（従たる給与についての扶養控除等申告書）関係	
法第195条の2（給与所得者の配偶者控除等申告書）関係	
（新 設）	
法第196条（給与所得者の保険料控除申告書）関係	
第四章 退職所得に係る源泉徴収	
第五章 公的年金等に係る源泉徴収	
法第203条の3（徴収税額）関係	
法第203条の5（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）関係	
法第203条の6（源泉徴収等を要しない公的年金等）関係	
第六章 報酬、料金等に係る源泉徴収	
第七章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収	
第八章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例	
第九章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収	

法第10条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）関係

(非課税貯蓄みなし廃止通知書等の書式)

10—28 令第45条第5項に規定する書類（以下この項において「非課税貯蓄みなし廃止通知書」という。）及び非課税貯蓄者死亡通知書の標準的な様式は、それぞれ次の様式1及び様式2とする。

〔様式1〕

非課税貯蓄みなし廃止通知書										
税務署長殿					令和 年 月 日					
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地									
	名称									
	営業所番号	個人番号又は 法人番号								
下記の者につき所得税法施行令第45条第4項の規定により、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第5項の規定により、この旨通知します。										
郵便番号					個人番号					
フリガナ 住所										
フリガナ 氏名					生年 月日	令和 年	平成 年	昭和 年	大正 年	明治 年
最高限度額	万円 種別	1 預貯金		2 合同運用信託						
		3 有価証券		4 特定公募公社債 等運用投資信託						
非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日					年	1	1	日		
(摘要)										

(用紙 規格 A6)

(非課税貯蓄みなし廃止通知書等の書式)

10—28 令第45条第5項に規定する書類（以下この項において「非課税貯蓄みなし廃止通知書」という。）及び非課税貯蓄者死亡通知書の標準的な様式は、それぞれ次の様式1及び様式2とする。

〔様式1〕

非課税貯蓄みなし廃止通知書										
税務署長殿					平成 年 月 日					
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地									
	名称									
	営業所番号	個人番号又は 法人番号								
下記の者につき所得税法施行令第45条第4項の規定により、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第5項の規定により、この旨通知します。										
郵便番号					個人番号					
フリガナ 住所										
フリガナ 氏名					生年 月日	平成 年	昭和 年	大正 年	明治 年	
最高限度額	万円 種別	1 預貯金		2 合同運用信託						
		3 有価証券		4 特定公募公社債 等運用投資信託						
非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日					年	1	1	日		
(摘要)										

(用紙 日本工業規格 A6)

[様式2]

非課税貯蓄者死亡通知書									
税務署長殿					令和 年 月 日				
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地								
	名称								
	営業所番号			法人番号又は 種別番号					
下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。									
郵便番号									
フリガナ									
住所									
フリガナ									生年 月日
氏名									
種 別	1 預貯金		2 合同運用信託		最 高 限 度 額	1 預貯金		万円	
	3 有価証券		4 特定公募公社債 等運用投資信託			2 合同運用信託			
						3 有価証券			
						4 特定公募公社債 等運用投資信託			
死亡年月日	令和 年 月 日								
死亡届出書 受理日			令和 年 月 日						

(用紙 規格 A6)

法第23条から第35条まで（各種所得）共通関係

（株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分）

23～35共—6 発行法人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合（同項の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～35共—6の2において同じ。）の当該権利の行使による株式（これに準ずるものを含む。以下23～35共—9までにおいて同じ。）の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) 令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場

[様式2]

非課税貯蓄者死亡通知書									
税務署長殿					平成 年 月 日				
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地								
	名称								
	営業所番号			法人番号又は 種別番号					
下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。									
郵便番号									
フリガナ									
住所									
フリガナ									生年 月日
氏名									
種 別	1 預貯金		2 合同運用信託		最 高 限 度 額	1 預貯金		万円	
	3 有価証券		4 特定公募公社債 等運用投資信託			2 合同運用信託			
						3 有価証券			
						4 特定公募公社債 等運用投資信託			
死亡年月日	平成 年 月 日								
死亡届出書 受理日			平成 年 月 日						

(用紙 日本工業規格 A6)

法第23条から第35条まで（各種所得）共通関係

（株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分）

23～35共—6 発行法人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合（同項の規定の適用を受ける場合に限る。以下23～35共—6の2において同じ。）の当該権利の行使による株式（これに準ずるものを含む。以下23～35共—9までにおいて同じ。）の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) 令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行行使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(2) 令第84条第2項第3号又は第4号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場

合 発行人(外国法人を含む。)と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。

イ 発行人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項((特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項に規定する「特定従事者」にその者の営む業務に関連して同項に規定する特定新株予約権が与えられた場合(雇用契約又はこれに類する関係にない場合に限る。)において同項の適用がないときは、上記に該当することに留意する。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(2) 令第84条第2項第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)

23～35共—6の2 発行人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合の当該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該権利の行使により取得した株式の取得についての申込みをした日による。ただし、同項第3号に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合において、当該権利に係る株式の取得についての申込みをした日が明らかでないときは、当該株式についての申込期限による。

なお、株式を取得する権利を与えられた者が当該株式の取得について申込みをしなかったこと若しくはその申込みを取り消したこと又は払込みをしなかったことにより失権した場合には、課税しない。

合 発行人と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。

イ 発行人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき (1)の取扱いに準ずる。

(注) 例えば、措置法第29条の2第1項((特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等))に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(3) 令第84条第2項第5号に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関連して株式を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該株式を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(注) (1)及び(2)の取扱いは、発行人が外国法人である場合においても同様であることに留意する。

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得の収入すべき時期)

23～35共—6の2 発行人から令第84条第2項各号に掲げる権利を与えられた場合の当該権利に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該権利の行使により取得した株式の取得についての申込みをした日による。ただし、同項第5号に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合において、当該権利に係る株式の取得についての申込みをした日が明らかでないときは、当該株式についての申込期限による。

なお、株式を取得する権利を与えられた者が当該株式の取得について申込みをしなかったこと若しくはその申込みを取り消したこと又は払込みをしなかったことにより失権した場合には、課税しない。

(株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合)

23～35共—7 令第84条第2項第3号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況におけるその発行人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。

- (注) 1 社会通念上相当と認められる価額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。
- 2 株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況における株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、当該株式と引換えに払い込むべき額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

(株式等を取得する権利の価額)

23～35共—9 令第84条第2項第1号及び第2号に掲げる権利の行使の日又は同項第3号に掲げる権利に基づく払込み若しくは給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同条第2項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合 当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)とする。
- (2) これらの権利の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額とする。
- (3) (1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。
- イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額
- ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し

(株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合)

23～35共—7 令第84条第2項第5号に規定する「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、その株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況におけるその発行人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。

- (注) 1 社会通念上相当と認められる価額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。
- 2 株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況における株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、当該株式と引換えに払い込むべき額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

(株式等を取得する権利の価額)

23～35共—9 令第84条第2項第1号から第4号までに掲げる権利の行使の日又は同項第5号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。)における同項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合 当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)とする。
- (2) これらの権利の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額とする。
- (3) (1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。
- イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額
- ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し

(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

#### (信用取引等に係る所得の帰属時期)

23～35共—10 信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の方法による株式又は公社債の売買から生ずる所得及び令第119条の7に規定する仮想通貨信用取引(以下36・37共—22において同じ。)の方法による仮想通貨(法第48条の2第1項に規定する仮想通貨をいう。以下36・37共—22及び第48条の2関係において同じ。)の売買から生ずる所得は、これらの取引の決済の日の属する年分の所得とする。

#### 法第37条((必要経費))関係

##### (民事事件に関する費用)

37—25 業務を営む者が当該業務の遂行上生じた紛争又は当該業務の用に供されている資産につき生じた紛争を解決するために支出した弁護士報酬その他の費用は、次に掲げるようなものを除き、その支出をした日の属する年分(山林に関するもので、当該山林の管理費その他その育成に要した費用とされるものは、当該山林の伐採又は譲渡の日の属する年分)の当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(1) その取得の時ににおいて既に紛争の生じている資産に係る当該紛争又はその取得後紛争を生ずることが予想される資産につき生じた当該紛争に係るもので、これらの資産の取得費とされるもの

(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。) 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

#### (信用取引等に係る所得の帰属時期)

23～35共—10 信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の方法による株式又は公社債の売買から生ずる所得は、当該信用取引若しくは発行日取引又は先物取引の決済の日の属する年分の所得とする。

#### 法第37条((必要経費))関係

##### (民事事件に関する費用)

37—25 業務を営む者が当該業務の遂行上生じた紛争又は当該業務の用に供されている資産につき生じた紛争を解決するために支出した弁護士報酬その他の費用は、次に掲げるようなものを除き、その支出をした日の属する年分(山林に関するもので、当該山林の管理費その他その育成に要した費用とされるものは、当該山林の伐採又は譲渡の日の属する年分)の当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(1) その取得の時ににおいて既に紛争の生じている資産に係る当該紛争又はその取得後紛争を生ずることが予想される資産につき生じた当該紛争に係るもので、これらの資産の取得費とされるもの

(注) これらの資産の取得費とされるものには、例えば、その所有権の帰属につき紛争の生じている資産を購入し、その紛争を解決してその所有権を完全に自己に帰属させた場合の費用や現に第三者が賃借している資産で、それを業務の用に供するため当該第三者を立ち退かせる必要があるものを購入して当該第三者を立ち退かせた場合の費用がある。

(2) 山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡に関する紛争に係るもの

(注) 譲渡契約の効力に関する紛争において当該契約が成立することとされた場合の費用は、その資産の譲渡に係る所得の金額の計算上譲渡に要した費用とされる。

(3) 法第45条第1項((家事関連費等の必要経費不算入等))の規定により必要経費に算入されない同項第2号から第5号までに掲げる租税公課に関する紛争に係るもの

(4) 他人の権利を侵害したことによる損害賠償金(これに類するものを含む。)で、法第45条第1項の規定により必要経費に算入されない同項第8号に掲げるものに関する紛争に係るもの

#### 法第36条及び第37条(収入金額及び必要経費) 共通関係

(信用取引に係る金利等)

36・37共—22 信用取引の方法により株式の買付け若しくは売付けを行った者又は仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の買付け若しくは売付けを行った者が、当該信用取引又は当該仮想通貨信用取引に関し、証券会社に支払うべき、若しくは証券会社から支払を受けるべき金利若しくは品貸料又は令第119条の7に規定する仮想通貨交換業を行う者(以下この項及び48の2—1において「仮想通貨交換業者」という。)に支払うべき、若しくは仮想通貨交換業者から支払を受けるべき金利若しくはいわゆる品貸料に相当する金額は、それぞれ次によるものとする。

(1) 買付けを行った者が、証券会社に支払うべき金利は当該買付けに係る株式の取得価額に算入し、証券会社から支払を受けるべき品貸料は当該買付けに係る株式の取得価額から控除する。

(2) 売付けを行った者が、証券会社から支払を受けるべき金利は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額に算入し、証券会社に支払うべき品貸料は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除する。

(3) 買付けを行った者が、仮想通貨交換業者に支払うべき金利は当該買付けに係る仮想通貨の取得価額に算入し、仮想通貨交換業者から支払を受けるべきいわゆる品貸料は当該買付けに係る仮想通貨の取得価額から控除する。

(4) 売付けを行った者が、仮想通貨交換業者から支払を受けるべき金利は当該売付けに

(注) これらの資産の取得費とされるものには、例えば、その所有権の帰属につき紛争の生じている資産を購入し、その紛争を解決してその所有権を完全に自己に帰属させた場合の費用や現に第三者が賃借している資産で、それを業務の用に供するため当該第三者を立ち退かせる必要があるものを購入して当該第三者を立ち退かせた場合の費用がある。

(2) 山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡に関する紛争に係るもの

(注) 譲渡契約の効力に関する紛争において当該契約が成立することとされた場合の費用は、その資産の譲渡に係る所得の金額の計算上譲渡に要した費用とされる。

(3) 法第45条第1項((家事関連費等の必要経費不算入等))の規定により必要経費に算入されない同項第2号から第5号までに掲げる租税公課に関する紛争に係るもの

(4) 他人の権利を侵害したことによる損害賠償金(これに類するものを含む。)で、法第45条第1項の規定により必要経費に算入されない同項第7号に掲げるものに関する紛争に係るもの

#### 法第36条及び第37条(収入金額及び必要経費) 共通関係

(信用取引に係る金利等)

36・37共—22 信用取引の方法により株式の買付け又は売付けを行った者が、当該信用取引に関し、証券会社に支払うべき、又は証券会社から支払を受けるべき金利又は品貸料に相当する金額は、それぞれ次によるものとする。

(1) 買付けを行った者が、証券会社に支払うべき金利は当該買付けに係る株式の取得価額に算入し、証券会社から支払を受けるべき品貸料は当該買付けに係る株式の取得価額から控除する。

(2) 売付けを行った者が、証券会社から支払を受けるべき金利は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額に算入し、証券会社に支払うべき品貸料は当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除する。

係る仮想通貨の売買による収入金額に算入し、仮想通貨交換業者に支払うべきいわゆる品貸料は当該売付けに係る仮想通貨の売買による収入金額から控除する。

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係

〔罰金等(第7号関係)〕

(外国等が課する罰金又は科料に相当するもの)

45—5の2 法第45条第1項第7号かつこ内に規定する「外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するもの」とは、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て外国又はその地方公共団体により課されるものをいう。

(注) いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て課された罰金又は科料に相当するものに該当することに留意する。

〔損害賠償金等(第8号関係)〕

(損害賠償金に類するもの)

45—7 法第45条第1項第8号かつこ内に規定する「これに類するもの」には、慰謝料、示談金、見舞金等の名目のいかんを問わず、他人に与えた損害を補填するために支出する一切の費用が含まれる。

(重大な過失があったかどうかの判定)

45—8 令第98条第2項((必要経費に算入されない貨物割に係る延滞税等の範囲))に規定する重大な過失があったかどうかは、その者の職業、地位、加害当時の周囲の状況、侵害した権利の内容及び取締法規の有無等の具体的な事情を考慮して、その者が払うべきであった注意義務の程度を判定し、不注意の程度が著しいかどうかにより判定するものとし、次に掲げるような場合には、特別な事情がない限り、それぞれの行為者に重大な過失があったものとする。

- (1) 自動車等の運転者が無免許運転、高速度運転、酔払運転、信号無視その他道路交通法第4章第1節((運転者の義務))に定める義務に著しく違反すること又は雇用者が超過積載の指示、整備不良車両の運転の指示その他同章第3節((使用者の義務))に定める義務に著しく違反することにより他人の権利を侵害した場合
- (2) 劇薬又は爆発物等を他の薬品又は物品と誤認して販売したことにより他人の権利を侵害した場合

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係

〔罰金等(第6号関係)〕

(外国等が課する罰金又は科料に相当するもの)

45—5の2 法第45条第1項第6号かつこ内に規定する「外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するもの」とは、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て外国又はその地方公共団体により課されるものをいう。

(注) いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て課された罰金又は科料に相当するものに該当することに留意する。

〔損害賠償金等(第7号関係)〕

(損害賠償金に類するもの)

45—7 法第45条第1項第7号かつこ内に規定する「これに類するもの」には、慰謝料、示談金、見舞金等の名目のいかんを問わず、他人に与えた損害を補填するために支出する一切の費用が含まれる。

(重大な過失があったかどうかの判定)

45—8 令第98条((必要経費に算入されない損害賠償金の範囲))に規定する重大な過失があったかどうかは、その者の職業、地位、加害当時の周囲の状況、侵害した権利の内容及び取締法規の有無等の具体的な事情を考慮して、その者が払うべきであった注意義務の程度を判定し、不注意の程度が著しいかどうかにより判定するものとし、次に掲げるような場合には、特別な事情がない限り、それぞれの行為者に重大な過失があったものとする。

- (1) 自動車等の運転者が無免許運転、高速度運転、酔払運転、信号無視その他道路交通法第4章第1節((運転者の義務))に定める義務に著しく違反すること又は雇用者が超過積載の指示、整備不良車両の運転の指示その他同章第3節((使用者の義務))に定める義務に著しく違反することにより他人の権利を侵害した場合
- (2) 劇薬又は爆発物等を他の薬品又は物品と誤認して販売したことにより他人の権利を侵害した場合

〔課徴金等（第10号関係）〕

（外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するもの）

45—9 法第45条第1項第10号（(家事関連費等の必要経費不算入等)）に規定する「外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するもの」とは、外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が、法令等（市場における公正で自由な競争の実現を目的とするものに限る。）に基づいて納付を命ずるもの（同項第7号に掲げる罰金及び料金を除く。以下この項において「外国課徴金」という。）をいう。

（注） 欧州連合によるカルテル等違反への制裁金は、外国課徴金に該当する。

法第48条（(有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)）関係

（発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額）

48—2 令第109条第1項第3号に規定する有価証券のその権利の行使の日（令第84条第2項第3号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額は、23～35共—9により求めた価額とする。

（新株予約権の行使により取得した株式の取得価額）

48—6の2 新株予約権の行使により取得した株式（発行人から与えられた令第84条第2項第1号又は第2号に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。）1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。

〔算式〕

株式1株当たりの払込金額＋（当該新株予約権の当該行使直前の取得価額÷当該行使により取得した株式の数）

法第48条の2（(仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)）関係

（一時的に必要な仮想通貨を取得した場合の取扱い）

48の2—1 令第119条の2第2項に規定する一時的に必要な仮想通貨を取得する場合は、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に、その仮想通貨（種類の異なる仮想通貨との交換にあっては、その有する仮想通貨又はその種類の異なる仮想通貨）がいずれの仮想通貨交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨（以下この項において「本邦通貨等」という。）と直接交換することができない

〔課徴金等（第9号関係）〕

（外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するもの）

45—9 法第45条第1項第9号（(家事関連費等の必要経費不算入等)）に規定する「外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するもの」とは、外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が、法令等（市場における公正で自由な競争の実現を目的とするものに限る。）に基づいて納付を命ずるもの（同項第6号に掲げる罰金及び料金を除く。以下この項において「外国課徴金」という。）をいう。

（注） 欧州連合によるカルテル等違反への制裁金は、外国課徴金に該当する。

法第48条（(有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)）関係

（発行人から与えられた株式等を取得する権利の行使により取得した株式等の価額）

48—2 令第109条第1項第3号に規定する有価証券のその権利の行使の日（令第84条第2項第5号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあっては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額は、23～35共—9により求めた価額とする。

（新株予約権の行使により取得した株式の取得価額）

48—6の2 新株予約権の行使により取得した株式（発行人から与えられた令第84条第2項第3号又は第4号に掲げる新株予約権で同項の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。）1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。

〔算式〕

株式1株当たりの払込金額＋（当該新株予約権の当該行使直前の取得価額÷当該行使により取得した株式の数）

（新 設）

（新 設）

こと（種類の異なる仮想通貨との交換にあつては、その有する仮想通貨とその種類の異なる仮想通貨とが直接交換することができないことを含む。）から、本邦通貨等（種類の異なる仮想通貨との交換にあつては、その種類の異なる仮想通貨）と直接交換することが可能な他の仮想通貨を介在して取引を行うため、一時的に当該他の仮想通貨を有することが必要となる場合をいうことに留意する。

この場合において、一時的に必要な仮想通貨の譲渡原価の計算における取得価額は、個別法（当該仮想通貨について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）により算出することに留意する。

#### （仮想通貨の種類）

（新 設）

48の2—2 令第119条の3第1項に規定する仮想通貨の評価の方法の選定に当たっては、名称の異なる仮想通貨は、それぞれ種類の異なる仮想通貨として区分することに留意する。

#### （評価方法の変更申請があつた場合の「相当期間」）

（新 設）

48の2—3 47—16の2は、仮想通貨の評価の方法について変更承認申請書の提出があつた場合における令第119条の4第2項の規定の適用について準用する。

#### （仮想通貨の取得価額）

（新 設）

48の2—4 仮想通貨を売買した場合における事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、法第37条第1項及び第48条の2の規定に基づいて計算した金額となるのであるが、仮想通貨の売買による収入金額の100分の5に相当する金額を仮想通貨の取得価額として事業所得の金額又は雑所得の金額を計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。

#### 法第70条（純損失の繰越控除）関係

#### 法第70条（純損失の繰越控除）関係

#### （第三者に対する損害賠償金等）

#### （第三者に対する損害賠償金等）

70—8 次に掲げるような場合において、損害賠償金、見舞金、弔慰金等として支出する費用は、法第45条第1項第8号（（必要経費に算入されない損害賠償金））に該当するものを除き、令第203条に規定する費用に含まれるものとする。

70—8 次に掲げるような場合において、損害賠償金、見舞金、弔慰金等として支出する費用は、法第45条第1項第7号（（必要経費に算入されない損害賠償金））に該当するものを除き、令第203条に規定する費用に含まれるものとする。

(1) 災害により事業用の建物又は構築物等が倒壊し、その倒壊により第三者に損害を与えた場合

(1) 災害により事業用の建物又は構築物等が倒壊し、その倒壊により第三者に損害を与えた場合

(2) 災害により事業に関連して保管している第三者の物品について損害が生じた場合

(2) 災害により事業に関連して保管している第三者の物品について損害が生じた場合

(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)

78—5 災害救助法が適用される市町村の区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体(日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等)に対して拠出した義援金等については、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等(災害対策基本法第40条第1項((都道府県地域防災計画))の都道府県地域防災計画又は同法第42条第1項((市町村地域防災計画))の市町村地域防災計画に基づき地方公共団体が組織する義援金配分委員会その他これと目的を同じくする組織で地方公共団体が組織するものをいう。)に対して、拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、法第78条第2項第1号の地方公共団体に対する寄附金に該当するものとする。

(注) 海外の災害に際して、募金団体から最終的に日本赤十字社に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされている義援金等については、特定公益増進法人である日本赤十字社に対する寄附金となることに留意する。

法第194条から第198条まで(給与所得者の源泉徴収に関する申告) 共通関係

(申告書の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置)

194～198共—1 給与等の支払者は、その提出を受けた給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、給与所得者の基礎控除申告書又は給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に誤りがあったことにより生じた徴収不足税額があることを知った場合には、直ちにその不足税額を徴収し、納付するものとする。この場合において、当該徴収不足税額が前年分以前の給与等につき生じたものであるときは、当該徴収不足税額は、183～193共—8に定めるところに準じて計算することができるものとする。

法第195条の3((給与所得者の基礎控除申告書))関係

(申告書に記載する給与所得者の合計所得金額の見積りの時期)

195の3—1 給与所得者の基礎控除申告書を提出する場合において、当該申告書を提出する給与所得者のその年の合計所得金額の見積額は、当該申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額による。

法第203条の3((徴収税額))関係

(公的年金等を併給する場合の税額の計算)

203の3—1 法第203条の2((源泉徴収義務))に規定する公的年金等の支払者が、一の受

(災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等)

78—5 災害救助法第2条((被救助者))の規定に基づき都道府県知事が救助を実施する区域として指定した区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体(日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等)に対してきよ出した義援金等については、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等(災害対策基本法第40条又は第42条に規定する地域防災計画に基づき地方公共団体が組織する義援金配分委員会その他これと目的を同じくする組織で地方公共団体が組織するものをいう。)に対して、きよ出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、法第78条第2項第1号の地方公共団体に対する寄附金に該当するものとする。

(注) 海外の災害に際して、募金団体から最終的に日本赤十字社に対してきよ出されることが募金趣意書等において明らかにされている義援金等については、特定公益増進法人である日本赤十字社に対する寄附金となることに留意する。

法第194条から第198条まで(給与所得者の源泉徴収に関する申告) 共通関係

(申告書の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置)

194～198共—1 給与等の支払者は、その提出を受けた給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書又は給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に誤りがあったことにより生じた徴収不足税額があることを知った場合には、直ちにその不足税額を徴収し、納付するものとする。この場合において、当該徴収不足税額が前年分以前の給与等につき生じたものであるときは、当該徴収不足税額は、183～193共—8に定めるところに準じて計算することができるものとする。

(新 設)

(新 設)

法第203条の3((徴収税額))関係

(公的年金等を併給する場合の税額の計算)

203の3—1 法第203条の2((源泉徴収義務))に規定する公的年金等の支払者が、一の受

給者に対し種類の異なる2以上の公的年金等を支給する場合（法第203条の3第7号に掲げる公的年金等と同条第1号から第6号までに掲げる公的年金等を併せて支給する場合を除く。）の法第203条の3の規定の適用に当たっては、当該2以上の公的年金等の金額の合計額を基礎として公的年金等の金額及び当該公的年金等に係る控除額の計算（当該2以上の公的年金等が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める方法により計算）を行うものとする。

ただし、この場合において、当該2以上の公的年金等が、それぞれ異なる法律に基づくもので、かつ、当該2以上の公的年金等が相互に関連又は補完関係を有しないことなどにより支払に関する事務及び支払がそれぞれ別に行われている場合には、同条第3号又は第6号に掲げる公的年金等を除き、当該2以上の公的年金等の別に計算して差し支えないものとする。

- (1) 一の受給者に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、法第203条の3第1号に掲げる公的年金等と同条第2号に掲げる公的年金等又は同条第4号に掲げる公的年金等と同条第5号に掲げる公的年金等に該当する場合（(2)に該当する場合を除く。）当該公的年金等の金額の合計額をそれぞれ同条第1号又は第4号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。
- (2) 一の受給者（令第319条の6第2項第1号イからハまでに規定する退職年金又は旧職域加算年金給付の受給者を除く。）に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、同条第1項第1号ハからホまでに規定する退職共済年金と厚生年金保険法第32条第1号に掲げる老齢厚生年金に該当する場合 当該公的年金等の金額の合計額を法第203条の3第2号又は第5号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。

#### （新旧公的年金等の差額等に対する税額の計算）

**203の3—2** 公的年金等の改定、裁定等が既往に遡って実施されたため、既往の期間に対応して支払われる公的年金等に対する法第203条の3の規定の適用に当たっては、次に掲げる公的年金等の区分に応じそれぞれ次によるものとする。

(1) 公的年金等の支給の基礎となる法令、契約又は規程（以下この(1)において「法令等」という。）の改正又は改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧公的年金等の差額

イ 新旧公的年金等の差額の収入すべき日（36—14の(1)のロに掲げる日をいう。以下この(1)において同じ。）の属する月が支払期月（法令等により定められた支払を行うべき月をいう。以下この項において同じ。）と同一である場合には、当該差額を当該支払期月に支払うこととなる公的年金等の金額に加算する。

ロ 新旧公的年金等の差額の収入すべき日の属する月と支払期月とが異なる場合には、当該差額を当該収入すべき日の属する月の直前又は直後の支払期月（当該収入

給者に対し種類の異なる2以上の公的年金等を支給する場合（法第203条の3第4号に掲げる公的年金等と同条第1号から第3号までに掲げる公的年金等を併せて支給する場合を除く。）の法第203条の3の規定の適用に当たっては、当該2以上の公的年金等の金額の合計額を基礎として公的年金等の金額及び当該公的年金等に係る控除額の計算（当該2以上の公的年金等が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める方法により計算）を行うものとする。

ただし、この場合において、当該2以上の公的年金等が、それぞれ異なる法律に基づくもので、かつ、当該2以上の公的年金等が相互に関連又は補完関係を有しないことなどにより支払に関する事務及び支払がそれぞれ別に行われている場合には、同条第3号に掲げる公的年金等を除き、当該2以上の公的年金等の別に計算して差し支えないものとする。

- (1) 一の受給者に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、法第203条の3第1号に掲げる公的年金等と同条第2号に掲げる公的年金等に該当する場合（(2)に該当する場合を除く。） 当該公的年金等の金額の合計額を同条第1号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。
- (2) 一の受給者（令第319条の6第2項第1号イからハまでに規定する退職年金又は旧職域加算年金給付の受給者を除く。）に支給する種類の異なる2以上の公的年金等が、同条第1項第1号ハからホまでに規定する退職共済年金と厚生年金保険法第32条第1号に掲げる老齢厚生年金に該当する場合 当該公的年金等の金額の合計額を法第203条の3第2号に掲げる公的年金等の金額として、控除額の計算を行う。

#### （新旧公的年金等の差額等に対する税額の計算）

**203の3—2** 公的年金等の改定、裁定等が既往にさかのぼって実施されたため、既往の期間に対応して支払われる公的年金等に対する法第203条の3の規定の適用に当たっては、次に掲げる公的年金等の区分に応じそれぞれ次によるものとする。

(1) 公的年金等の支給の基礎となる法令、契約又は規程（以下この(1)において「法令等」という。）の改正又は改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧公的年金等の差額

イ 新旧公的年金等の差額の収入すべき日（36—14の(1)のロに掲げる日をいう。以下この(1)において同じ。）の属する月が支払期月（法令等により定められた支払を行うべき月をいう。以下この項において同じ。）と同一である場合には、当該差額を当該支払期月に支払うこととなる公的年金等の金額に加算する。

ロ 新旧公的年金等の差額の収入すべき日の属する月と支払期月とが異なる場合には、当該差額を当該収入すべき日の属する月の直前又は直後の支払期月（当該収入



3 法第203条の3第3号又は第6号に掲げる公的年金等について、(A)-(B)又は(C)-(D)の残額が162,500円×(b)の金額を超える場合には、その超える部分の金額に税率10%を適用して計算する。

#### 法第203条の6((公的年金等の受給者の扶養親族等申告書))関係

(給与所得者の扶養控除等申告書に係る取扱いの準用)

203の6—1 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(以下この項において「申告書」という。)の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置、申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収、確定所得申告に係る取扱いの準用、申告書の期限後提出、申告書に記載する扶養親族等の判定については、194～198共—1から194～198共—3まで、194・195—1及び194・195—3の取扱いに準ずる。

#### 法第203条の7((源泉徴収を要しない公的年金等))関係

(公的年金等を併給する場合の源泉徴収を要しない金額の判定)

203の7—1 法第203条の2((源泉徴収義務))に規定する公的年金等の支払者が、一の受給者に対し種類の異なる2以上の公的年金等を支給する場合において、その年中に支払うべき公的年金等の額が、法第203条の7に規定する「政令で定める金額」に満たないかどうかは、203の3—1により判定する。

#### 附 則

(経過取扱い(1))

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達(以下「新基本通達」という。)は、この附則に別段の定めのあるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)、所得税法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第95号)及び所得税法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年財務省令第6号)(以下「改正法等」という。)による改正後の所得税法、所得税法施行令及び所得税法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の所得税法、所得税法施行令及び所得税法施行規則の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

(経過取扱い(2))

新基本通達の23～35共—6(1)(イ(注)及びロ(注)の部分に限る。)の取扱いは、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号)の施行の日から適用する。

3 法第203条の3第3号に掲げる公的年金等について、(A)-(B)又は(C)-(D)の残額が162,500円×(b)の金額を超える場合には、その超える部分の金額に税率10%を適用して計算する。

#### 法第203条の5((公的年金等の受給者の扶養親族等申告書))関係

(給与所得者の扶養控除等申告書に係る取扱いの準用)

203の5—1 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(以下この項において「申告書」という。)の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置、申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収、確定所得申告に係る取扱いの準用、申告書の期限後提出、申告書に記載する扶養親族等の判定については、194～198共—1から194～198共—3まで、194・195—1及び194・195—3の取扱いに準ずる。

#### 法第203条の6((源泉徴収等を要しない公的年金等))関係

(公的年金等を併給する場合の源泉徴収等を要しない金額の判定)

203の6—1 法第203条の2((源泉徴収義務))に規定する公的年金等の支払者が、一の受給者に対し種類の異なる2以上の公的年金等を支給する場合において、その年中に支払うべき公的年金等の額が、法第203条の6に規定する「政令で定める金額」に満たないかどうかは、203の3—1により判定する。

(新 設)

(経過的处理(3))

新基本通達の194～198共一1及び195の3—1の取扱いは、令和2年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税に係るこの法令解釈通達による改正前の所得税基本通達の194～198共一1の取扱いについては、なお従前の例による。